

市では、地震による住宅の倒壊や、これに起因する災害を減少させるため、現行の耐震基準を満たしていない旧耐震基準の住宅の耐震化を図るため、支援事業を行っています。

平成27年度からは、建替えによって安全性を確保する場合や、命を守る最低限の対策として防災ベッドを設置する場合に、費用の一部を支援する事業を新設しました。

- **住宅建替補助【新設】** 耐震性の低い住宅を、その場で建替えようとする場合に工事費の一部を補助します。▷補助額 100万円(定額)
- **防災ベッド等設置補助【新設】** 耐震性の低い住宅に居住する方が、その住宅に防災ベッド等を設置する場合に費用の一部を補助します。▷補助額 10万円/台(定額)
- **簡易耐震診断** 簡易耐震診断員が住宅の調査・診断を行い、その結果を報告します。
- **対象住宅** 市内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの
※延べ床面積の過半が住宅として使用されているものに限りです。
※ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外です。
- **負担額** 木造戸建て住宅の場合= 1棟3,000円
- **住宅耐震改修工事費助成** 耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に助成します。
- **助成額** 10～20万円(工事費による)

兵庫県が実施する「わが家の耐震改修促進事業」についても、平成27年度から「ひょうご住まいの耐震化促進事業」にリニューアルされています。


住宅建替補助と防災ベッド等設置補助を募集します!

- **応募期間** 5月18日(月)～6月5日(金)
- **応募要件** 下記の要件をすべて満たしている方が応募できます。
- 【住宅建替補助】
- **補助対象者** ▷対象となる除却住宅の所有者又はその2親等以内の親族 ▷新たに建築する住宅の所有者 ▷所得が1,200万円以下の人
- **対象となる除却住宅** ▷昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(延べ床面積の過半が住宅として使用されているもの) ▷耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ▷除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの
- **対象となる新たに建築する住宅** ▷兵庫県住宅再建共済制度に加入するもの ▷所有者が自己の居住の

- 用に供する戸建住宅
- 【防災ベッド等設置補助】
- **補助対象者** ▷対象住宅の居住者 ▷所得が1,200万円以下の人
- **対象となる住宅** ▷昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(延べ床面積の過半が住宅として使用されているもの) ▷耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ▷兵庫県住宅再建共済制度又は兵庫県家財再建共済制度に加入しているもの、又は加入するもの
- **対象となる防災ベッド等** 都市整備課建築係に問い合わせください
- 【共通要件】
- 平成28年2月末までに事業が完了するもの
- **応募方法** 市役所2階都市整備課の窓口で申請書類に必要事項を記入し提出してください。
※申請書類等の審査の結果、補助対象とならない場合があります。
※応募者多数の場合は抽選となります。
※業者との契約は補助金の交付決定後に行ってください。
- **問い合わせ先** 都市整備課 建築係 ☎43・6827

林野火災に注意しましょう

赤穂の美しい自然を火災から守るために
ご協力を!



例年、春は空気が乾燥し、風が強くなるため火災が多く発生しています。全国で林野火災の約7割が春先に集中し発生しています。

火の取り扱いには十分注意し、火災発生の防止にご協力ください。

【林野火災防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないようにしましょう
- ・ たばこの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないようにしましょう
- ・ バーベキューなど火を使用する場合、その場を離れる時には完全に火を消しましょう
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰りましょう
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意しましょう
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えましょう



この度の協働研究では、中学2年生を対象にジュニア救急教室の学習効果について、受講前後にアンケート調査を実施してデータ分析を行っています。

その結果、心肺蘇生法の基礎能力が向上し、さらに、自己効力感ももてる生徒が増加することが明らかとなりました。

そして、本事業は赤穂市が推進する「安全・安心に生活できるまちづくり」の根底を支える人材を育成するものとして有用であるとされています。

詳細については、市ホームページで閲覧できますのでご覧ください。

● **問い合わせ先** 企画広報課
☎43・6867

市では、地域の活性化に向けてより効果的な展開を実現するために、関西福祉大学と協働研究を行っています。

平成26年度は赤穂市消防本部が赤穂市教育委員会と協力して行っているジュニア救急教室を取り上げました。本事業は、消防本部が行う「救命率向上と後遺症軽減を目的とした心肺蘇生教育」を、教育委員会が行う「命を守る教育推進事業」の一環として開催することで、小学生や中学生に対する心肺蘇生教育が実現し、心肺蘇生技術の習得だけでなく、命の大切さを学ぶ切っ掛けになることを期待した事業です。

市では、地震や集中豪雨などの災害時に、自力避難が困難な人(避難行動要支援者)を地域全体で支援するための名簿を整備しています。

災害対策基本法の一部改正に伴い用語が改められました。

(旧) 災害時要援護者名簿
(新) 避難行動要支援者名簿

災害時に避難が困難な人を事前に把握

大規模災害発生時には、消防などによる救助・救出には限界があります。このような時には、自分の身は自分で守る「自助」や、地域で助けあう「共助」の精神が不可欠です。

災害時に地域ぐるみで安否確認や避難支援などをするためには、事前に避難行動要支援者名簿に登録し、内容を地域に提供しておくことが大切です。

● **登録内容**
▽自治会名 ▽氏名 ▽性別 ▽生年月日 ▽住所 ▽同居人数 ▽支援が必要な理由 ▽安否確認を行う近隣者 ▽緊急時の連絡先 ▽

● **登録方法**
登録を希望される人は、最寄りの民生委員児童委員又は社会福祉課に相談のうえ、「避難行動要支援者名簿登録申請書」を提出してください。

※災害だけでなく、支援する人も支援を希望する人も、常日頃から防災訓練などの地域行事に参加し、地域とのコミュニケーションを図ることが大切です。

● **問い合わせ先** 社会福祉課
☎43・6809

赤穂市・関西福祉大学
協働研究事業報告書を
作成しました

避難行動要支援者名簿に
登録しましょう!!

担当民生委員など
※地元の自治会等の住民により構成される自主防災組織や民生委員児童委員などに個人情報提供することに同意した人について名簿を整理しています。

● **登録対象者**
・ 自力避難の移動ができない人(例 寝たきり、車椅子等)
・ 自力避難の判断ができない人(例 認知症等)

担当民生委員など
※地元の自治会等の住民により構成される自主防災組織や民生委員児童委員などに個人情報提供することに同意した人について名簿を整理しています。

● **登録対象者**
・ 自力避難の移動ができない人(例 寝たきり、車椅子等)
・ 自力避難の判断ができない人(例 認知症等)